

- 都道府県・市町村等が行う援助（精神保健福祉サービス等）を始め、本制度において行われる地域精神保健福祉活動に関する業務の支援（技術援助、教育研修等）を行う。
- 精神保健福祉相談、ティケア等のリハビリテーション機能をいかし、対象者及びその家族の支援を行う。
- 本制度による処遇終了後的一般の精神医療、精神保健福祉サービスの継続への円滑な橋渡しを行う。

才 保健所

- 地域精神保健福祉の立場から対象者の生活を見守り、地域ケアを行う。
- 対象者の家族からの相談への対応を行う。
- 市町村等と協力して、地域住民からの相談の窓口としてその対応を行う。
- 地域社会における処遇において、緊急的な介入が必要な場合における精神保健福祉法に基づく医療の確保、移送のための関係機関との連携等を行う。

カ 市町村等主管課

- 精神保健福祉サービスの利用の窓口となり、あっせん、調整を行う。
- 当該市町村等の関係機関及び精神障害者社会復帰施設等が行う処遇の実施状況の把握に努め、保護観察所に対する処遇の実施状況に関する報告をとりまとめる窓口を定めるなど、必要な調整を行う。
- 保健所と協力して、地域住民からの相談の窓口としてその対応を行う。

キ 福祉事務所

- 対象者の生活保護受給における対応を行う。
- 必要に応じ、社会福祉協議会（地域福祉のコーディネート役）への協力を求め、連携してその他の必要な福祉サービスを行う。
- 民生委員の協力を得るための連絡調整を行う。

ク 指定通院医療機関